

議案第45号

境港市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定について

境港市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月4日提出

境港市長 中村勝治

境港市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(境港市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 境港市職員の退職手当に関する条例（昭和29年境港町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を「失職」に改める。

第12条第1項第1号並びに同条第5項第2号、第13条の見出し並びに同条第1項第1号、第14条第1項第1号及び第16条第4項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(境港市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 境港市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和29年境港町条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「法第16条第2号」を「法第16条第1号」に改める。

(境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 境港市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年境港市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第8条第6項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは」を「、又は死亡したときは」に改める。

第23条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員」を「、又は死亡した職員」に改める。

第24条第2号中「職員（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を「職員」に改め、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第25条第1項第1号及び同条第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第26条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員」を「、又は死亡した職員」に改め、同条第2項第1号中「、若しくは失職し又は死亡した」を「、又は死亡した」に改める。

(境港市消防団条例の一部改正)

第4条 境港市消防団条例（昭和35年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条第2項第1号中「第3号」を「第2号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の条例又はこれに基づく規則の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めたものに限る。）に基づき行われた処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

主な内容

1 欠格条項における「成年被後見人又は被保佐人」の削除等

成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、地方公務員法に規定する欠格条項から「成年被後見人又は被保佐人」の条文が削除されることに伴い、所要の改正を行う。

2 施行期日

令和元年12月14日

議案第46号

境港市会計年度任用職員の給与等に関する条例制定について

境港市会計年度任用職員の給与等に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月4日提出

境港市長 中村勝治

境港市会計年度任用職員の給与等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法(昭和25年法律261号。以下「法」という。)第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償等(以下「給与等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与等の種類)

第2条 会計年度任用職員の給与等は、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「第2号職員」という。)にあっては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とし、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「第1号職員」という。)にあっては、報酬、期末手当及び費用弁償とする。

(第2号職員の給料)

第3条 第2号職員の給料は、境港市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年境港市条例第43号。以下「給与条例」という。)に規定する別表第1の職務の級1級の欄(再任用職員以外の職員の項の部分に限る。)を適用するものとし、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等を考慮し、市長が規則で定める額の給料を支給する。この場合において、市長が規則で定める額は、同表の職務の級1級の欄の最高号級の給料月額の範囲内とする。

(第2号職員の号給)

第4条 第2号職員となった者の号給は、市長が規則で定める基準に従い任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。)が決定する。

(第2号職員の給料の支給)

第5条 給与条例第5条及び第6条の規定は、第2号職員について準用する。この場合において、第6条第4項中「勤務時間条例第4条の3第1項、同条第3項及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該第2号職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(第2号職員の通勤手当)

第6条 給与条例第11条の2の規定は、第2号職員について準用する。

(第2号職員の特殊勤務手当)

第7条 第2号職員のうち、保育所のクラス担任その他の市長が定める業務に従事している者に対し、特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の支給対象業務及び手当額は、市長が規則で定める。

(第2号職員の給与の減額)

第8条 第2号職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例（昭和29年境港町条例第42号。以下「勤務時間条例」という。）第3条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第3条の2第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した第2号職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）、勤務時間条例第3条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第3条の2第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した第2号職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）又は勤務時間条例第3条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）である場合、有給休暇による場合その他その勤務しないことにつき、特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(第2号職員の時間外勤務手当)

第9条 給与条例第16条第1項及び第3項の規定は、第2号職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該第2号職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた第2号職員」と読み替えるものとする。

(第2号職員の休日勤務手当)

第10条 給与条例第17条の規定は、第2号職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間中に勤務した」とあるのは、「当該第2号職員について定められた勤務時間中（以下この条において「正規の勤務時間中」という。）に勤務した」と読み替えるものとする。

(第2号職員の夜間勤務手当)

第11条 給与条例第18条の規定は、第2号職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該第2号職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(第2号職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第12条 第9条の規定により準用する給与条例第16条、第10条の規定により準用する給与条例第17条及び前条の規定により準用する給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該第2号職員の1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から465分に18を乗じて60で除した時間数を減じたもので除して得た額とする。

(第2号職員の宿日直手当)

第13条 給与条例第20条第1項の規定は、第2号職員について準用する。

2 前項の規定により準用する給与条例第20条第1項の勤務は、第9条の規定により準用する給与条例第16条第1項及び第3項、第10条の規定により準用する給与条例第17条、第11条の規定により準用する給与条例第18条に規定する勤務には含まれないものとする。

(第2号職員の期末手当)

第14条 給与条例第23条（第3項及び第5項を除く。）から第25条までの規定は、任期の定めが6月以上の第2号職員について準用する。

2 任期の定めが6月に満たない第2号職員の会計年度内における第2号職員としての任期の定めの合計が6月以上に至ったときは、当該第2号職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の第2号職員とみなす。

3 当該会計年度の6月に期末手当を支給する場合において、当該会計年度の前会計年度の末日まで第2号職員として任用され、同日の翌日に第2号職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと当該前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上の第2号職員とみなす。

(第2号職員の退職手当)

第15条 第2号職員の退職手当の額及び支給方法は、境港市職員の退職手当に関する条例（昭和29年境港町条例第16号）の定めるところによる。

(第1号職員の報酬)

第16条 月額で報酬を定める第1号職員の報酬の額は、当該第1号職員の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等を考慮し、第3条及び第4条の規定を適用して得た額（以下「基準月額」という。）に、当該第1号職員について定められた1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第4条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

2 日額で報酬を定める第1号職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該第1号職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で報酬を定める第1号職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の規定にかかわらず、国際交流員及び英語指導助手の報酬は、月額38万円以内とする。

(第1号職員の報酬の支給)

第17条 報酬は、月の初日から末日までを計算期間とし、市長が規則で定める期日に支給する。

- 2 月額により報酬が定められた第1号職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 3 日額又は時間額により報酬が定められた第1号職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 4 第2項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該第1号職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(第1号職員の報酬の減額)

第18条 月額により報酬を定められている第1号職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等、年末年始の休日等又は時間外勤務代休時間である場合、有給休暇による場合その他その勤務しないことにつき、特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第22条第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

- 2 日額により報酬を定められている第1号職員が、正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給休暇による場合その他その勤務しないことにつき、特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第22条第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

(第1号職員の時間外勤務に係る報酬)

第19条 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた第1号職員に対しては、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

- 2 前項に規定する報酬の額は、当該正規の勤務時間以外の時間の勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、第1号職員がした第1号に掲げる勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。
- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る

報酬が支給されることとなる日を除く。) における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 3 前項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振りられた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた第1号職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、当該勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、第1号職員が割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務したうち、その勤務の時間と割り振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。
- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務(勤務時間条例第4条の3第1項、第3項及び第4項の規定に基づく週休日に勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が1月について60時間を超えた第1号職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第2項の規定にかかわらず、当該勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。
- 5 時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に第1号職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務の報酬に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務の報酬を支給することを要しない。

(第1号職員の休日勤務に係る報酬)

第20条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた第1号職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされた第1号職員の、その休日の勤務に対しては、同項の報酬を支給しない。

(第1号職員の夜間勤務に係る報酬)

第21条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する第1号職員には、その勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、当該勤務1時間につき次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125を乗じて得た額とする。

(第1号職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第22条 第18条から前条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第16条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該第1号職員について定められた1週間当たりの勤務時間（以下「1週間当たりの当該勤務時間」という。）に52を乗じた時間数から1週間当たりの当該勤務時間を5で除して得た時間数に18を乗じた時間数を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第16条第2項の規定により計算して得た額を当該第1号職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第16条第3項の規定により計算して得た額

(第1号職員の期末手当)

第23条 給与条例第23条（第3項及び第5項を除く。）から第25条までの規定は、任期の定めが6月以上の第1号職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第23条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出額で除して得た額及び扶養手当の月額）の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）以前6月以内の第1号職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額」とする。

2 任期の定めが6月に満たない第1号職員の会計年度内における第1号職員としての任期の定めの合計が6月以上に至ったときは、当該第1号職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の第1号職員みなす。

3 当該会計年度の6月に期末手当を支給する場合において、当該会計年度の前会計年度の末日まで第1号職員又は第2号職員として任用され、同日の翌日に第1号職員として任用された者の任期(6月末満のものに限る。)の定めと当該前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上の第1号職員とみなす。

(市長が特に必要と認める第1号職員又は第2号職員の給与等)

第24条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し、市長が特に必要と認める第1号職員又は第2号職員の給与等については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、別に定めるものとする。

(給与からの控除)

第25条 給与条例第26条の4の規定は、第1号職員又は第2号職員について準用する。

(給与及び費用弁償の口座振替)

第26条 給与及び費用弁償の口座振替は、第1号職員又は第2号職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(第1号職員の通勤に係る費用弁償)

第27条 第1号職員が給与条例第11条の2第1項各号及び規則に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、当該第1号職員に通勤に係る費用を弁償する。

2 前項の通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、給与条例第11条の2第2項から第5項までの規定の例による。

(第1号職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第28条 第1号職員が公務のため旅行する場合には、境港市職員等の旅費に関する条例(昭和34年境港市条例第38号。以下「旅費条例」という。)の定めるところにより、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 前項の旅行に係る費用弁償の額は、旅費条例の別表の例による。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則でこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間の特例)

2 施行日の前日まで、臨時的任用職員又は一般職の非常勤職員として任用されている職員が、施行日において引き続き第2条に規定する第1号職員又は第2号職員として任用され、この条例の適用を受けることとなった場

合の期末手当に係る在職期間については、第14条第3項及び第23条第3項の規定を準用し在職期間に通算するものとする。

(境港市非常勤の職員の設置に関する条例の廃止)

3 境港市非常勤の職員の設置に関する条例（平成15年境港市条例第28号）
は、廃止する。

主な内容

1 会計年度任用職員の給与等に関する規定の整備

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、新たに会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、本市の会計年度任用職員の給与等に関する必要な事項を定める。

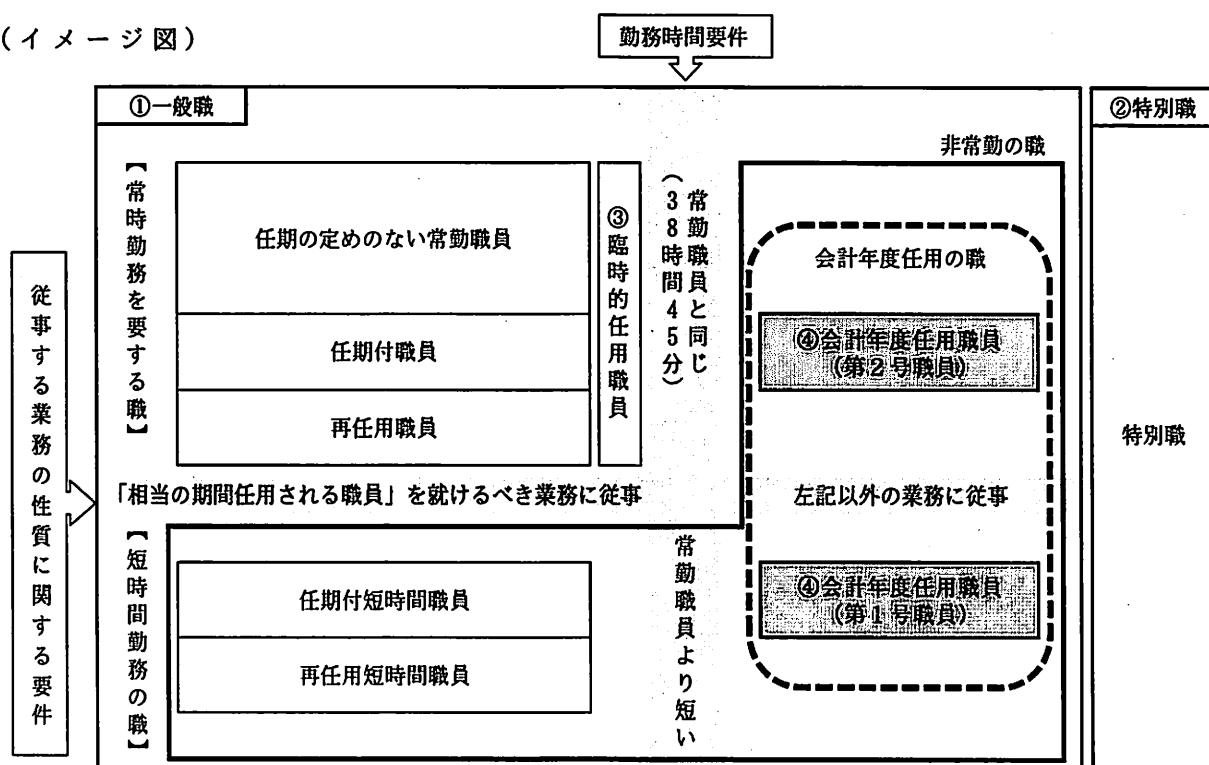
2 施行期日

令和2年4月1日

【地方公務員法及び地方自治法の主な改正内容】

- (1) 特別職非常勤職員及び臨時の任用職員の任用の厳格化
- (2) 一般職非常勤職員の任用根拠の明確化(会計年度任用職員制度の創設)
- (3) 要件に該当する会計年度任用職員に対する給付(期末手当等の支給)の整備

(イメージ図)



議案第47号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月4日提出

境港市長 中村勝治

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(境港市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 境港市職員の退職手当に関する条例（昭和29年境港町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(昭和25年法律第261号)」を「(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」に改める。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りではない。

(境港市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 境港市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和29年境港町条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第3条 境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例（昭和29年境港町条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条の3第1項中「の規定により時間外勤務手当」を「又は境港市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年境港市条例第 号）第9条の規定による時間外勤務手当（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号職員」という。）にあっては、同条例第19条の規定による時間外勤務に係る報酬。以下この項において同じ。）」に改める。

第4条第4項を第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1号職員の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、任命権者が別に定める。

第4条の3第1項及び第2項中「、短時間勤務職員」を「、短時間勤務職員又は第1号職員」に改め、同条第4項中「、短時間勤務職員にあっては」を「、短時間勤務職員又は第1号職員にあっては」に改める。

第6条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間休暇については、別に定める。

第10条第1項中「短時間勤務職員にあっては」を「短時間勤務職員又は第1号職員にあっては」に改める。

(境港市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 境港市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和30年境港町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を追加する。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給料」とあるのは、「報酬(境港市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年境港市条例第 号)第20条から第22条に規定する報酬は除く。)の月額(報酬を日額又は時間額で定める職員にあっては、月額に相当する額)」とする。

(境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 境港市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年境港市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第26条の4の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の給与等)

第26条の5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与等については、この条例の規定にかかわらず、常勤職員との権衡を考慮し、別に条例で定める。

(境港市公民館条例の一部改正)

第6条 境港市公民館条例(昭和31年境港市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「職員」を「館長及び職員」に改め、同条第3項を削る。

(教育委員会所管嘱託員(非常勤)の定数及び給与に関する条例の一部改正)

第7条 教育委員会所管嘱託員(非常勤)の定数及び給与に関する条例(昭和34年境港市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、学校薬剤師、社会教育指導員、公民館長及び英語指導助手」を「及び学校薬剤師」に改める。

第2条第4号から第6号までを削る。

第3条第4号から第6号までを削る。

第5条第2項第1号中「、学校薬剤師及び公民館長」を「及び学校薬剤師」に改め、同項第2号を削る。

(境港市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第8条 境港市職員等の旅費に関する条例(昭和34年境港市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、一般職の職員」を「、一般職の職員(地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第1項に規定する職員)」に改める。

(境港市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 境港市特別職の職員の給与に関する条例(昭和36年境港市条例第2号)の一

部を次のように改正する。

別表2中

交通安全指導員	報酬	年額	44,000
専門委員及びこの表に掲げる者を除く付属機関の委員その他構成員	報酬	日額	3,000

」を

専門委員及びこの表に掲げる者を除く付属機関の委員その他構成員	報酬	日額	3,000
--------------------------------	----	----	-------

」に改める。

(境港市家庭児童相談室設置条例の一部改正)

第10条 境港市家庭児童相談室設置条例（昭和39年境港市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を削る。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

(境港市婦人相談員の定数及び給与等に関する条例の一部改正)

第11条 境港市婦人相談員の定数及び給与等に関する条例（昭和41年境港市条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

境港市婦人相談員の定数等に関する条例

第1条中「定数及び給与等の支給」を「定数等」に改める。

第2条の見出しを「(定数等)」に改め、同条中「婦人相談員の」を「婦人相談員は、非常勤職員とし、」に改める。

第3条及び第4条を次のように改める。

第3条及び第4条 削除

(境港市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第12条 境港市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年境港市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「報酬が」を「報酬、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当又は宿日直手当（以下「報酬等」という。）が」に、「報酬の」を「報酬等の」に改め、同条第4号中「報酬」を「報酬等」に改める。

(境港市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第13条 境港市職員の育児休業等に関する条例（平成4年境港市条例第1号）の一部

を次のように改正する。

第7条第2項中「している職員」を「している職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。」に改める。

第8条中「した職員」を「した職員（会計年度任用職員を除く。）」に改める。

第18条第2号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」を「地方公務員法」に改める。

（境港市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第14条 境港市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年境港市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（昭和25年法律第261号）」を「（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」に改める。

第3条中「非常勤職員」を「非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）」に改める。

（境港市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第15条 境港市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成25年境港市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

主な内容

1 会計年度任用職員制度の創設に伴う関係条例の整備

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、新たに会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、関係条例の整備を行う。

2 施行期日

令和2年4月1日

議案第48号

境港市税条例等の一部を改正する条例制定について

境港市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月4日提出

境港市長 中村勝治

境港市税条例等の一部を改正する条例

(境港市税条例の一部改正)

第1条 境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に、「申告書を提出しなければならない者」を「申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」に、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「規定によって」を「規定により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「場合においては」を「場合には」に改める。

(境港市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 境港市税条例の一部を改正する条例（昭和38年境港市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第15条の2に次の3項を加える。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当

するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の次に次の1条を加える。
(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の6に次の1項を加える。

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に、「指定」を「指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」に改め、同条に次の3項を加える。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税

の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)(i)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)(i)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)(i)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(境港市税条例の一部改正)

第3条 境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

(境港市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 境港市税条例の一部を改正する条例（昭和38年境港市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規

定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条及び附則第2条の規定 令和2年1月1日
 - (2) 第3条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
 - (3) 第4条及び附則第5条の規定 令和3年4月1日
- (市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号。以下「新条例」という。）第36条の2第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号。以下「市税条例」という。）第36条の2第1項に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。
- 3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の市税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、第2条の規定による改正後の境港市税条例の一部を改正する条例（昭和38年境港市条例第24号。以下「新一部改正条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- 2 新一部改正条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の境港市税条例の一部を改正する条例（昭和38年境港市条例第24号）の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

主な内容

1. 個人住民税の申告書記載事項の簡素化（第1条中第36条の2、第36条の4関係）
年末調整の適用を受けた者が、個人住民税の申告書を提出する際の各所得控除額については、その控除額に変更がない場合に限り、所得控除の合計額のみの記載とすることができるなど記載事項を簡素化する。
2. 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置の創設（第1条中第36条の3の2、第36条の3の3、第3条関係）
 - (1) 未婚のひとり親に対する個人住民税の非課税措置の創設
事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けている未婚のひとり親（単身児童扶養者）について、前年の合計所得金額が135万円以下の場合に個人住民税を非課税とする措置を創設。
 - (2) 扶養親族等申告書への記載事項の追加
給与所得者又は公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合、扶養親族等申告書にその旨を記載することを規定。
3. 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減（第2条中附則第15条の2、附則第15条の2の2、附則第15条の6関係）
消費税率引上げに伴う自動車の取得時の負担感を緩和するため、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用乗用車を取得した場合、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置を創設。

4 軽自動車税種別割に係る改正（第2条中附則第16条、附則第16条の2、第4条関係）

（1）グリーン化特例（軽課）の延長

令和元年度及び令和2年度に新規取得した軽自動車のうち、現行グリーン化特例の対象としている軽自動車について、当該取得の翌年度の軽自動車税種別割に軽課税率を適用する。（2年間延長）

（2）グリーン化特例（軽課）の見直し

令和3年度及び令和4年度に新規取得した軽自動車のうち、現行グリーン化特例として75%軽課の対象となる、電気自動車及び天然ガス自動車について、当該取得の翌年度の軽自動車税種別割に軽課税率を適用する。

5 施行期日

令和元年10月1日

1及び2（2）については、令和2年1月1日

2（1）については、令和3年1月1日

4（2）については、令和3年4月1日

議案第49号

境港市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

境港市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月4日提出

境港市長 中村勝治

境港市印鑑条例の一部を改正する条例

境港市印鑑条例（昭和50年境港市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名」を「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏」に改め、同項第2号中「氏名」を「氏名、旧氏」に改める。

第6条第3号中「（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称）」を「（氏に変更のあった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）」に改める。

第12条第2項第1号中「氏又は」を「氏名、氏（氏に変更があった者にあっては住民票に記載がされている旧氏を含む。）又は」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

(参考)

主な内容

1 旧氏による印鑑の登録等の規定の整備

住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、住民票に記載がされている旧氏による印鑑の登録等の規定を整備する。

2 施行期日

令和元年11月5日

議案第50号

境港市手数料条例の一部を改正する条例制定について

境港市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月4日提出

境港市長 中村勝治

境港市手数料条例の一部を改正する条例

境港市手数料条例（平成12年境港市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

12 法第86条の8第1項又は第3項の規定に基づく既存のーの建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画の認定又は変更認定	1件につき27,000円
--	--------------

」を

12 法第86条の8第1項又は第3項の規定に基づく既存のーの建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画の認定又は変更認定	1件につき27,000円
13 法第87条の2第1項の規定に基づく用途変更に係る全体計画の認定	1件につき27,000円
14 法第87条の3第5項の規定に基づく一時的に興行場等に転用する場合の許可	1件につき120,000円

」に

改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(参考)

主な内容

1 建築物の確認等事務に係る手数料の改正（別表第2関係）

建築基準法の一部改正に伴い、建築物の用途変更による工事を段階的に行う場合の全体計画の認定等に係る手数料を定める。

2 施行期日

令和元年10月1日

議案第51号

境港市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

境港市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月4日提出

境港市長 中村勝治

境港市営住宅条例の一部を改正する条例

境港市営住宅条例（平成9年境港市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項中

誠道団地	〃 42	境港市誠道町225番地	準耐平屋	10戸
誠道団地	〃 43	境港市誠道町225番地	〃	10戸

」を

誠道団地	〃 42	境港市誠道町225番地	準耐平屋	5戸
誠道団地	〃 43	境港市誠道町225番地	〃	8戸

」に、

誠道団地	〃 44	境港市誠道町225番地	〃	10戸
誠道団地	〃 44	境港市誠道町225番地	〃	4戸

」を

誠道団地	〃 44	境港市誠道町225番地	〃	4戸
誠道団地	〃 44	境港市誠道町225番地	〃	2戸

」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(参考)

主な内容

1 公営住宅の一部の廃止（別表第1関係）

誠道団地の一部を廃止する。

区分	名称	建設年度	戸数	
			現行	改正後
公営住宅	誠道団地	昭和42年度	10	5
公営住宅	誠道団地	昭和43年度	10	8
公営住宅	誠道団地	昭和44年度	10 4	4 2

2 施行期日

令和元年10月1日

議案第52号

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例制定について

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月4日提出

境港市長 中村勝治

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例

(境港市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部改正)

第1条 境港市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例(平成26年境港市条例第24号)の一部を次のように改正
する。

第3条中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
(平成26年内閣府令第39号)の規定(第1条の規定を除く。)」を「特定
教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援
施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の規定(第1条及
び第2章の規定を除く。)」に改める。

(境港市子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例
の一部改正)

第2条 境港市子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める
条例(平成27年境港市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

(食事の提供に要する費用の徴収)

第8条の2 市長は、第4条第1号の保育を受けた児童のうち法第19条第
1項第2号に該当する者(満3歳に到達した日の属する年度中の法第19
条第1項第2号に該当する者を除く。)の納入義務者から、規則で定める
ところにより食事の提供に要する費用を徴収する。

2 第5条から第7条までの規定は、前項の食事の提供に要する費用に準
用する。この場合において、「保育料」とあるのは「食事の提供に要する
費用」と読み替えるものとする。

(境港市個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

第3条 境港市個人番号の利用等に関する条例(平成27年境港市条例第28号)
の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中

2 市長	社会福祉法人等による介護保険サービスに係る 利用者負担額軽減制度事業の実施に関する事務 であって規則で定めるもの
------	--

」を

「

2 市長	社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	保育所、認定こども園、幼稚園等による食事の提供に要する費用その他の実費徴収に係る利用者負担額軽減制度事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日より施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の境港市子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の規定は、令和元年度10月分以後の利用者負担額について適用し、令和元年度9月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。

(参考)

主な内容

1 子ども・子育て支援法の一部改正に伴う関係条例の整備

令和元年10月1日より、3歳から5歳までの全ての子どもと、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもで保育を必要とする子どもの利用料を無償化するため、子ども・子育て支援法の改正が行われた。このことに伴い関係条例の整備を行う。

(1) 境港市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正（第1条関係）

法改正に伴い、同条例で引用していた内閣府令の名称が改正されたことから、所要の改正を行い、あわせて、市の基準に含まない第2章を除く規定を設ける。

(2) 境港市子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部改正（第2条関係）

3歳から5歳までの子どもが保育所を利用するときの保育料（利用者負担額）には、これまで食事の提供に要する費用が含まれていたが、10月1日以後は、当該費用が実費負担となることから、徴収に関する規定を新たに設ける。

(3) 境港市個人番号の利用等に関する条例の一部改正（第3条関係）

保護者の所得等の状況に応じ、食事の提供に係る利用者負担額を軽減する事業の実施に必要となる、個人番号の利用に関する規定を新たに設ける。

2 施行期日

令和元年10月1日